



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会

第2回 総 会



日 時：令和5年5月27日(土)午後3時

場 所：米原市役所 1階 コンベンションホール

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会第 2 回総会次第

1 開 会

2 報告事項

(目次)

- 第 1 号報告 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会委員等の変更および補充について P 1
- 第 2 号報告 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催地および会期の決定について P 2
- 第 3 号報告 第 1 回常任委員会における審議決定事項について P 5
- 第 4 号報告 第 2 回常任委員会における審議決定(予定)事項について P14

3 審議事項

- 第 1 号議案 令和 4 年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事業報告 P29
- 第 2 号議案 令和 5 年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事業計画 (案) P32
- 第 3 号議案 令和 5 年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会暫定収支予算 (会長専決処分) P33
- 第 4 号議案 令和 5 年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会収支予算 (案) P34

4 閉 会

《参考資料》

- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会名簿 P35
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則および組織図
設立総会(令和 4 年 8 月 20 日開催)決定事項 P38
- 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催基本方針
第 1 回総会(令和 4 年 8 月 20 日開催)決定事項 P43
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会総会から常任委員会への委任事項
第 1 回総会(令和 4 年 8 月 20 日開催)決定事項 P44

第1号報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会委員等の変更および補充について

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会第1回総会の日から令和5年5月27日までの間における委員等の変更および補充について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則第8条第2項および第3項ならびに第9条第5項の規定に基づき報告します。

【副会長】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
米原市議会	議長	今中 力松	礪谷 晃

【常任委員】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
米原市スポーツ協会	副会長	丸本 光雄	山本 克巳
米原市小学校校長会	会長	横井 弘和	大依 久人
米原市商工会	副会長	奥村 善彦	今中 力松
米原警察署	署長	山本 貴志	坂梨 利隆

【委員】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
米原市スポーツ協会	副会長	須戸 由幸	酒居 久和
米原市スポーツ協会	副会長	木村 正美	安食 達雄
滋賀県中学校体育連盟米原支部	支部長	堀江 広明	中川 修
滋賀県小学校体育連盟米原支部	支部長	宮元 信彦	金澤 博文
米原市消防団	団長	山本 勝憲	戸田 亙
米原市自治会連絡協議会	会長	高橋 賢一	野一色 義明
米原市子ども会育成連合会	専門理事	吉川 高弘	河居 郁夫
米原市PTA連絡協議会	副会長	西村 泰昭	岡島 雪枝
米原市青少年育成市民会議	会長	泉 峰一	法雲 俊邑
米原観光ボランティアガイド協会	会長	北村 哲雄	草川 洸治
市民委員	市民	山本 太一	
市民委員	市民	小野 千穂	
市民委員	市民	富岡 尚子	
米原市政策推進部防災危機管理課	危機管理監	高橋 淳一	安田 正浩

【顧問】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
米原市議会	議員	礪谷 晃	

【参与】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
中日新聞社彦根支局	支局長	神田 要一	増村 光俊

第2号報告

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催地および会期 ならびに競技会会期の決定について

1 第79回国民スポーツ大会

令和4年7月14日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地および会期が決定しました。また、同年12月9日に開催された第3回国民体育大会委員会において、正式競技・特別競技・公開競技の競技会会期が決定しましたので、次のとおり報告します。

- (1) 開催地 滋賀県
- (2) 会 期 令和7年9月28日(日)から10月8日(水)まで 11日間
- (3) 米原市開催競技

ア 正式競技

競技名	種 別	競技会場	競技日程・日数
ホッケー	成年男子 成年女子	OSPホッケースタジアム(滋賀県立伊吹運動場)	令和7年10月1日 (水)～10月4日(土) 4日間
	少年男子 少年女子	米原市伊吹第1グラウンド	令和7年10月1日 (水)～10月5日(日) 5日間

※その他正式競技・特別競技・公開競技の競技会場、会期等は、別紙参照

イ デモンストレーションスポーツ

競技名	競技会場	競技日程・日数
フットサル	BIG・BREATH	原則として令和7年 4月1日から国スポ 閉会日(10月8日) までの期間 1日間
ユニホック	OSPホッケースタジアム(滋賀県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド	

※競技主管団体、会場地市町と協議し実施要項を策定し、国民体育大会委員会の承認を得て決定される。

2 第24回全国障害者スポーツ大会

第24回全国障害者スポーツ大会の開催地は、全国障害者開催基準要項により国民体育大会の開催地の決定の時をもって、決定したものとされています。また、会期については、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省および滋賀県との協議により決定されました。なお、競技別会期については、令和5年度末までに決定する予定です。

- (1) 開催地 滋賀県
- (2) 会 期 令和7年10月25日(土)から10月27日(月)まで 3日間

わたSHIGA輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会) 競技会会期

別紙

式典	会場地	式典会場	式典 日数	式典日程										
				9月			10月							
				28 日 第1日	29 月 第2日	30 火 第3日	1 水 第4日	2 木 第5日	3 金 第6日	4 土 第7日	5 日 第8日	6 月 第9日	7 火 第10日	8 水 第11日
総合開会式	彦根市	彦根総合スポーツ公園陸上競技場	1	●										
総合閉会式		彦根総合スポーツ公園陸上競技場	1											●

【正式競技（本会期）】

競技名	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日 第1日	29 月 第2日	30 火 第3日	1 水 第4日	2 木 第5日	3 金 第6日	4 土 第7日	5 日 第8日	6 月 第9日	7 火 第10日	8 水 第11日
陸上競技		全種別	彦根市	彦根総合スポーツ公園陸上競技場	5						●	●	●	●		
サッカー		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	3							●		●	●	
				京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	2							●	●			
		少年男子	守山市	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）	5						●	●	●	●	●	
		少年男子 少年女子	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	3						●	●	●			
		少年女子	大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場	4						●	●	●	●		
		少年女子	大津市	伊香立公園芝生グラウンド	1						●					
テニス		全種別	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	4		●	●	●	●						
ボート		全種別	大津市	関西みらいローイングセンター（滋賀県立琵琶湖漕艇場）	4							●	●	●	●	
ホッケー		成年男子 成年女子	米原市	OSPホッケースタジアム（滋賀県立伊吹運動場）	4				●	●	●	●				
		少年男子 少年女子		米原市伊吹第1グラウンド	5				●	●	●	●	●			
ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	東近江市	東近江市能登川アリーナ	5		●	●	●	●	●					
バレーボール	6人制	成年男子	草津市	草津市立総合体育館	4	●	●	●	●							
		成年女子	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	4	●	●	●	●							
		少年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	4	●	●	●	●							
		少年女子	守山市	守山市民体育館	4	●	●	●	●							
バスケットボール		成年男子	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4						●	●	●	●		
		成年女子	野洲市	野洲市総合体育館	4							●	●	●	●	
		少年男子	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	5						●	●	●	●	●	
		少年女子	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	5						●	●	●	●	●	
レスリング		成年男子 少年男子	栗東市	栗東市民体育館	4		●	●	●	●						
		女子			2		●	●								
セーリング		全種別	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	4	●	●	●	●							
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	高島市	滋賀県立安曇川高等学校体育館	5						●	●	●	●	●	
ハンドボール		成年男子 成年女子	彦根市	プロシードアリーナHIKONE（彦根市スポーツ・文化交流センター）	5						●	●	●	●	●	
		少年男子	近江八幡市	あづちマリエート	5						●	●	●	●	●	
		少年男子 少年女子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	4						●	●	●	●		
		少年女子	彦根市	彦根グリーンアリーナ（彦根総合高等学校体育館）	2						●	●				
ソフトテニス		全種別	長浜市	長浜市民庭球場	4						●	●	●	●		
卓球		全種別	野洲市	野洲市総合体育館	5	●	●	●	●	●						
軟式野球		成年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場	1							●				
			草津市	草津グリーンスタジアム	2							●	●			
			守山市	守山市民球場	2							●	●			
			甲賀市	甲賀市民スタジアム	3							●	●	●		
			東近江市	東近江市ひばり公園湖東スタジアム	4							●	●	●	●	
			日野町	大谷公園野球場	2							●		●		
相撲		成年男子 少年男子	長浜市	長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）	3		●	●	●							
馬術		成年男子 成年女子 少年	兵庫県 三木市	三木ホースランドパーク	5		●	●	●	●	●					
フェンシング		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）	4		●	●	●	●						
柔道		成年男子 少年男子 女子	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ	3								●	●	●	
ソフトボール		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	3		●	●	●							
		成年女子	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド	3		●	●	●							
				高島市今津総合運動公園第2グラウンド	3		●	●	●							
		少年男子	草津市	草津市立野村運動公園グラウンド	3		●	●	●							
		少年女子	守山市	守山市民運動公園ソフトボール場	3		●	●	●							
				守山市民球場	3		●	●	●							
バドミントン		全種別	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4	●	●	●	●							
弓道		全種別	彦根市	プロシードアリーナHIKONE（彦根市スポーツ・文化交流センター）	4	●	●	●	●							

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
						第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
ライフル射撃	25m	成年男子	大津市	滋賀県警察学校射撃場	3							●	●	●		
	50m	成年男子 成年女子	大阪府 豊能郡能勢町	能勢ライフル射撃場	4											
	10m	全種別										●	●	●	●	
	BR・BP	少年男子 少年女子														
剣道		全種別	湖南省	湖南省総合体育館	3		●	●	●							
ラグビーフット ボール	7人制	成年男子	野洲市	滋賀県希望が丘文化公園	2							●	●			
		女子			2									●	●	
	15人制	少年男子			4						●	●		●	●	
スポーツクライ ミング	リード	全種別	竜王町	竜王町総合運動公園	3						●	●	●			
	ボルダリング	全種別			3						●	●	●			
カヌー	スプリント	全種別	東近江市	伊庭内湖特設コース	4						●	●	●	●		
	スラローム	成年男子 成年女子	大津市	瀬田川特設カヌー会場	2							●	●			
	ワイルドウォーター				2						●			●		
アーチェリー		全種別	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	3								●	●	●	
空手道		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）	3								●	●	●	
銃剣道		成年男子 少年男子	高島市	新旭体育館	3							●	●	●		
なぎなた		成年女子 少年女子	彦根市	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール	3		●	●	●							
ボウリング		全種別	彦根市	ラピュタボウル彦根	5		●	●	●	●	●					
ゴルフ		成年男子	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部	3	●	●	●								
		少年男子	甲賀市	ベアズバウ ジャパン カントリークラブ	3	●	●	●								
		女子	東近江市	名神八日市カントリー倶楽部	3	●	●	●								
トライアスロン		成年男子 成年女子	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場	1	●										

【正式競技（会期前1回目）】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月										
						6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火
水泳	競泳	全種別	草津市	（仮称）草津市立プール	3								●	●	●	
	飛込	全種別			3								●	●	●	
	水球	少年男子 女子			4			●	●	●	●					
	アーティスティッ クスイミング	少年女子			1	●										
	オープンウォー タースイミング	男子 女子	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場	1					●						
体操	競技	全種別	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4							●	●	●	●	
	新体操	少年男子 少年女子			2	●	●									
	トランポリン	男子 女子			1				●							
バレーボール	ビーチバレーボ ール	少年男子 少年女子	長浜市	豊公園自由広場特設会場	4	●	●	●	●							

【正式競技（会期前2回目）】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月										
						17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	京都府 向日市	向日町競輪場	4						●	●	●	●		
	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	東近江市	東近江市特設ロードレースコース	1					●						

【特別競技】

競技名	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
						第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
高等学校野球	硬式	—	大津市	マイネットスタジアム皇子山（皇子山総合運動公園野球場）	3		●	●		●						
	軟式	—	甲賀市	甲賀市民スタジアム	3		●	●		●						
		—	高島市	高島市今津総合運動公園今津スタジアム	2		●	●								

【公開競技】

競技	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
綱引	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	2	9月6日（土）	～	9月7日（日）								
ゲートボール	長浜市	長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）	2	9月6日（土）	～	9月7日（日）								
武術太極拳	野洲市	野洲市総合体育館	2	8月30日（土）	～	8月31日（日）								
パワーリフティング	栗東市	栗東市民体育館	2	9月20日（土）	～	9月21日（日）								
グラウンド・ゴルフ	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	2	9月13日（土）	～	9月14日（日）								
バウンドテニス	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	2	9月20日（土）	～	9月21日（日）								
エアロビック	守山市	守山市民体育館	2	8月23日（土）	～	8月24日（日）								

第3号報告

第1回常任委員会における審議決定事項について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則（以下「会則」という。）第12条第8項の規定に基づき、令和4年8月20日に開催した第1回常任委員会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

- (1) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画について 【別紙1】

《概要》

両大会の成功に向け、市民の総力を結集して本市を訪れる全ての方を温かく歓迎するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指し、新たなレガシーの創出につなげていくため、米原市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を策定するもの

- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会規程について 【別紙2】

《概要》

常任委員会から付託または委任された専門的事項を調査、審議するため、会則第13条第3項に基づき設置する専門委員会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるもの

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進 総合計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「国スポ・障スポ大会」という。)の成功に向け、市民の総力を結集して本市を訪れる全ての方を温かく歓迎するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指し、併せて本市の様々な米原ブランドを発信しながら新たなレガシーの創出につなげていくため、米原市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関および関係団体(以下「県等」という。)と緊密に連携しながら国スポ・障スポ大会の開催を通して市民のスポーツへの関心度を高め、スポーツの更なる普及・発展につなげていくとともに、様々な分野のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な企画立案と個別計画の連携調整を図る。

(2) 財務

県等との相互協力の下、創意工夫をこらした魅力あふれる国スポ・障スポ大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国スポ・障スポ大会に対する市民の参加意欲や機運を高めるため、積極的かつ効果的な広報活動を展開するとともに、自然、歴史、文化、産業など本市の様々な魅力やブランドを発信する。

(4) 市民協創

国スポ・障スポ大会の開催の意義を理解し、市民がボランティアやサポーター等として、積極的に参加し、大会を盛り上げていくことを通して、市民がともにつながり、ともに創るまちづくりの推進につなげる。

(5) 観光・おもてなし

国スポ・障スポ大会のために本市を訪れる全ての方々に、本市の様々な魅力やブランドに触れていただき、心のこもったおもてなしで歓迎する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本にしつつ、創意工夫をこらし、記憶に残る温かみのある式典を目指す。

(8) 施設

アスリートのプレーの発揮や安全かつ円滑な競技運営のため、国スポ・障スポ大会の競技施設基準に基づく施設環境の整備を図るとともに、開催後の更なる振興やレガシー創出を視野に入れた整備を進める。

(9) 宿泊

宿泊施設やその他関係機関との緊密な連携により、宿泊施設と競技会場との交通面に配慮するとともに、安全で快適な宿泊を確保するなど、配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

県等の協力を得ながら国スポ・障スポ大会に関わる全ての方の安全を確保するとともに、より快適な環境下で開催できるよう、医療機関や関係機関等との連携を強化する。さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫体制および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者等との緊密な連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備消防

競技会場その他の大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災、警備体制の確立を図る。

2 年次計画

国スポ・障スポ大会の米原市開催推進総合計画の年次計画は、別表のとおりとする。

なお、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

(別表) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画

項目	年度	令和4年度(2022年度) (3年前)	令和5年度(2023年度) (2年前)	令和6年度(2024年度) (1年前)	令和7年度(2025年度) (開催年)
組織		実行委員会設立総会・総会	総会	総会	総会 → 解散総会
		常任委員会	常任委員会	常任委員会	常任委員会 →
		専門委員会			→
区分	主要業務	キックオフイベント		国スポリハーサル大会開催	国スポ・障スポ大会開催
総務企画関係	総務企画	開催推進総合計画策定	開催推進総合計画進行管理 リハ・本大会ガイドライン策定	総会 マニュアル策定・運用 御成対応関係協議・調整	総会 → 解散総会 マニュアル策定・運用 → マニュアル策定・運用 →
	財務	協賛取扱要領検討	協賛取扱要領制定 → 協賛推進 実行委員会予算編成・執行・管理・決算		→ →
	広報		広報啓発計画・記録編成計画策定	広報啓発活動推進 → 各種活動記録・編集	報告書作成 →
	市民協働	市民協働計画検討	市民協働計画策定 → 市民ボランティア募集 県民運動との連携・実施	リハ大会活動 運動推進 → 子ども・若者の参画	本大会活動 → →
	歓迎接伴	歓迎接伴計画検討	歓迎接伴計画策定・要領制定・推進 案内所・休憩所・売店計画要領制定 歓迎企画・装飾要領制定	観光ガイドブック製作 リハ大会売店募集・運営 リハ大会歓迎企画実施	観光ガイドブック配布 → 本大会売店募集・運営 → 本大会歓迎企画実施 →
競技式典関係	競技	競技開催日程決定	実施計画策定 → リハ実施要項策定 競技記録・情報発信要領制定 競技用具整備計画・県調整 デモスポ実施要項検討・調整 競技役員・競技補助員・競技会補助員編成計画	リハ大会開催 リハ大会兼用競技用具整備 デモスポ実施要項策定 リハ大会業務実施	本大会実施要項策定 本大会用競技用具整備 デモスポ募集・開催 本大会実施 →
	式典		開閉会式式典計画策定 → 子ども・若者の参画	リハ大会実施	本大会実施 →
	施設		県との協議調整 → 県立施設の維持補修・備品整備等	リハ大会実施後精査・充足	本大会実施
宿泊衛生関係	宿泊	県・会場市町による合同配宿についての協議調整	配宿計画の策定 配宿センターの設置 県一括契約設置委託	配宿センター 宿泊受付 チーム等との連絡調整 広域配宿の実施・引受市町との連絡調整	→
	医事		医療救護要領制定 感染症対策要領制定	リハ大会 救護所設置運営・事後考査 感染症対策実施・事後考査	本大会 救護所設置運営 感染症対策実施 → →
	衛生	医事衛生基本計画策定	弁当調達要領策定 食品衛生対策要領制定 環境衛生対策要領制定	弁当調達業者指定・リハ大会調達実施 リハ大会 食品衛生対策実施・事後考査 環境衛生対策実施・事後考査	本大会弁当調達実施 → 本大会 食品衛生対策実施 → →
輸送交通関係	輸送交通		輸送交通基本計画策定 → 輸送対策要領制定 → 駐車場対策要領制定	リハ大会 輸送交通誘導等運営	本大会 要領精査 本大会 輸送交通誘導等運営 → →
	警備消防		警備消防防災基本計画策定 → 警備対策要領制定 → 消防防災対策要領制定	リハ大会 警備消防対策実施	本大会 要領精査 本大会 警備消防対策実施 → →

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長、副委員長および委員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、会長が委嘱した日から実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役員を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が残任期間を務めるものとする。

3 会長は、専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、必要と認めるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。

3 第3条から前条(第5項を除く。)までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月20日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門 委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務、広報および市民協働に関すること。 3 歓迎および接伴に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門 委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門 委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門 委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

《総務企画専門委員会》

番号	所属機関・団体名	常任委員会からの付託および委任事項
1	米原市スポーツ協会	・総務（広報・記録・財務）・市民協創（機運醸成事業含む。）に関すること。 ・上記の事業の実施
2	米原市スポーツ推進委員協議会	
3	米原市小学校校長会	
4	滋賀県米原市小学校体育連盟米原支部	
5	米原市スポーツ少年団	
6	米原市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	
7	米原市子ども会育成連合会	
8	米原市PTA連絡協議会	
9	市民委員	
10	米原市役所関係部局	
11	米原市商工会	・歓迎・接伴に関すること。 ・上記の事業の実施
12	一般社団法人びわ湖の素DMO	
13	米原観光ボランティアガイド協会	
14	山東学びあいステーション	
15	伊吹学びあいステーション	
16	米原学びあいステーション	
17	近江学びあいステーション	
18	米原市障害者福祉協会	
19	市民委員	
20	米原市役所関係部局	

《競技式典専門委員会》

番号	所属機関・団体名	常任委員会からの付託および委任事項
1	滋賀県ホッケー協会	・競技会の運営（記録含む。）・競技役員等の編成・式典・リハーサル大会の開催等に関すること。 ・上記の事業の実施
2	米原市ホッケー協会	
3	米原市中学校校長会	
4	滋賀県米原市中学校体育連盟米原支部	
5	滋賀県立伊吹高等学校	
6	滋賀県高等学校体育連盟ホッケー専門部会	
7	株式会社BIG・BREATH	
8	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	
9	公益財団法人伊吹山麓まいばら文化スポーツ振興事業団	
10	米原市役所関係部局	

《宿泊衛生専門委員会》

番号	所属機関・団体名	常任委員会からの付託および委任事項
1	米原市商工会	・医事（医療救護・防疫）・衛生（食品・環境）・宿泊に関すること。 ・上記の事業の実施
2	一般社団法人びわ湖の素DMO	
3	湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	
4	一般社団法人湖北医師会	
5	湖北地域消防本部	
6	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	
7	地域包括ケアセンターいぶき	
8	米原市健康づくり推進協議会	
9	赤十字奉仕団米原地区委員会	
10	公益財団法人米原市シルバー人材センター	
11	米原市役所関係部局	

《輸送交通専門委員会》

番号	所属機関・団体名	常任委員会からの付託および委任事項
1	湖北地域消防本部	・輸送交通・警備消防・防災に関すること。 ・上記の事業の実施
2	米原警察署	
3	米原交通安全協会	
4	米原市消防団	
5	米原市自治会連絡協議会	
6	米原市青少年育成市民会議	
7	米原市役所関係部局	

第4号報告

第2回常任委員会における審議決定（予定）事項について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則第12条第8項の規定に基づき、令和5年5月27日に開催した第2回常任委員会における審議決定（予定）事項について、次のとおり報告します。

- (1) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市市民協創基本計画について 【別紙1】

《概要》

市民の積極的な参加により、大会を盛り上げることを通して、市民がともにつながり、ともに創るまちづくりの推進に資することを目的に策定するもの

- (2) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市広報基本計画について 【別紙2】

《概要》

市民の参加意欲や機運を高めるため、積極的かつ効果的な広報活動を展開するとともに、本市の魅力や資源を米原ブランドとして発信することを目的に策定するもの

- (3) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市歓迎接伴報基本計画について 【別紙3】

《概要》

大会に参加する選手・監督、競技役員その他大会関係者および一般観覧者等が、本市の様々な魅力やブランドに触れていただき、心のこもったおもてなしで歓迎することを目的として策定するもの

- (4) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市競技運営基本計画について 【別紙4】

《概要》

大会に参加する選手がその能力を十分に発揮できるよう、競技会の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的として策定するもの

- (5) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市式典基本計画について 【別紙5】

《概要》

本市で開催する式典については、簡素な装飾や演出に努めることを基本にしつつ、創意工夫を凝らし記憶に残る温かみのある式典とすることを目的として策定するもの

- (6) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市医事衛生基本計画について 【別紙6】

《概要》

大会に参加する選手等がより快適な環境で開催できるよう安全を確保するとともに、医療機関その他関係機関等と連携を強化する。また、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫体制および医療救護体制の確立を図ることを目的として策定するもの

- (7) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市警備消防防災基本計画について 【別紙7】

《概要》

大会に参加する選手等の警備および消防防災に万全を期すため、競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応等について、消防、警察その他関係機関等と連携し、警備および消防防災体制の確立を図ることを目的として策定するもの

- (8) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市輸送交通基本計画について 【別紙8】

《概要》

大会に参加する選手等の円滑な輸送および交通を確保するため、交通事業者その他関係機関と連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用促進および交通安全の徹底に配慮した輸送交通体制の確立を図ることを目的として策定するもの

- (9) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市協賛取扱要領について 【別紙9】

《概要》

大会の趣旨に賛同する企業、団体・個人から協賛を受ける場合における取扱いに関し、必要な事項を定めるもの

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市市民協創基本計画（案）

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の成功に向け、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催基本方針および開催推進総合計画に基づき、市民の積極的な参加により、大会を盛り上げることを通して、市民がともにつながり、ともに創るまちづくりの推進に資することを目的とする。

2 基本項目および実施内容

（1） スポーツで米原を元気にする大会

市民一人一人が、「する」「みる」「ささえる」といった多様なスポーツの関わり方を通して、日常的な行動につながるきっかけとなる運動を展開する。

ア 全ての選手に対する温かい声援と熱い応援

イ 大会の関連イベントへの参画やデモンストレーション競技の積極的な参加や体験

（2） 市民が主体的に関わり、創り上げる大会

市民、関係団体、行政等が一体となり、様々なかたちで大会をサポートし、大会に関わった全ての人々が喜びと感動を共有する。

ア 大会の関連イベントへの参画やデモンストレーション競技の積極的な参加や体験

イ 大会運営のサポートやボランティア活動への参画

（3） おもてなしの心をかたちにし、地域の活性化につなげる大会

アスリートや関係者の方々をまごころと思いやりをもってお迎えし、ふれあいを深めるとともに、本市の地域資源やブランドをアピールし、スポーツツーリズムの促進と地域の活性化につなげる。

ア 笑顔で親しみのある親切な対応

イ 花いっぱい運動など県民運動との相互連携や手づくり活動の促進

ウ 本市の歴史や文化などの米原ブランドの情報発信

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市広報基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に対する市民の参加意欲や機運を高めるため、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画に基づき、積極的かつ効果的な広報活動を展開するとともに、自然、歴史、文化、産業など本市の様々な魅力を米原ブランドとして発信することを目的とする。

2 実施内容

（1）大会の愛称、スローガン等による広報活動

大会を象徴する愛称、スローガン、マスコットキャラクター、ホタルン等を様々なシーンで活用し、市民への周知と機運を高める。

- ア 愛称、スローガンの活用および普及（公共施設等の懸垂幕等の掲示、イベント時の活用等）
- イ マスコットキャラクターの活用および普及
- ウ イメージソング、ダンスの活用および普及
- エ ホタルンの大会用デザインの活用および普及

（2）各種広報物品等による広報活動

広報物品の作成、県実行委員会の広報物品や既存広報誌等を活用した積極的な広報活動を展開する。

- ア 広報まいばらをはじめとする関係機関の刊行物への掲載
- イ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ広報誌シャイン!! の活用
- ウ ポスター、パンフレット等の作成
- エ 広報グッズの作成等

（3）多様なメディアによる広報

多様なメディア関係機関と連携し、広範囲に迅速かつタイムリーな情報発信を行う。

- ア 新聞、テレビ等の活用
- イ 伊吹山テレビ、市公式ウェブサイト、SNS 等による情報発信

（4）イベントによる広報

大会開催までの期間に、機運を高めるイベントを開催するとともに、既存の各種イベントとの連携を図り、積極的な広報活動を展開する。

- ア イベントの開催
- イ 市、各種団体等の主催イベントとの連携やコラボレーション等

（5）大会報告書等による広報

大会の準備経過、開催状況、競技記録等の成果を記録にとどめるため、報告書やデジタルアーカイブとして作成する。

- ア 大会報告書の作成
- イ 大会の準備経過、開催状況、競技記録等の各シーンのデジタルアーカイブの作成

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市歓迎接伴基本計画（案）

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、競技役員その他大会関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎接伴については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画に基づき、本市の様々な魅力やブランドに触れていただき、心のこもったおもてなしで歓迎することを目的とする。

2 基本事項

（１） 歓迎接装の設置

大会参加者等を歓迎するとともに、大会開催に向けた機運や歓迎意識の高揚を図るため、競技会場、主要駅その他必要な場所での歓迎接装を行う。歓迎接装については、市民や子どもたちの応援メッセージなどの工夫を凝らすものとする。

（２） 案内所の設置

大会参加者等の利便性を高めるため、競技会場、主要駅、駐車場など必要な場所に案内所を設置し、競技、交通、宿泊、観光などの案内を行う。

（３） 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、市民等との交流の場として、競技会場に休憩所を設置する。

（４） 売店等の設置

大会参加者等の利便性を向上するとともに、本市の物産品等の紹介、販売促進および観光案内のため、競技会場に売店等を設置する。

（５） 接遇意識の高揚

大会参加者等が本市をまた訪れていただけるような心のこもったおもてなしをできるよう、関係機関および市民団体等と連携しながら、接遇意識の高揚を図る。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市競技運営基本計画
(案)

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」において、本市で開催する競技会については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画に基づき、滋賀県、競技団体、関係機関および関係団体等（以下「県等」という。）と緊密に連携し、競技会の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

2 実施内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県等と緊密に連携し、相互に協力して関連する業務を円滑に運営できる体制を構築する。また、選手がリラックスしてプレイに集中できるよう、その環境に配慮する。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と十分協議の上、適切な配置を行う。

(3) 競技会場および練習会場の確保・整備等

競技会場および練習会場の確保・整備については、県、競技団体および施設管理者等と十分協議の上、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体および施設管理者等と十分協議の上、国民体育大会開催基準要項の施設基準に基づき、現有する用具を活用しつつ、計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録

競技記録の情報収集および速報については、県等と連携を図り、迅速かつ正確に処理できる体制を確立する。

(6) リハーサル大会等の開催

リハーサル大会等の開催に際しては、競技会運営能力の向上を意識するとともに、市民等の機運の醸成を図り、県等と協力、連携して開催する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市式典基本計画（案）

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」において、本市で開催する式典については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画に基づき、簡素な装飾や演出に努めることを基本にしつつ、創意工夫を凝らし記憶に残る温かみのある式典とすることを目的とする。

2 基本事項

（1） 開始式

開始式の開催については、実施の有無を競技団体と協議し、実施する場合は、競技運営への影響やアスリートへの負担が掛からないように配慮し、簡素化に努めるものとする。

（2） 表彰式

表彰式は、競技団体および関係機関等と協議、協力して開催するものとし、入賞者が一般観覧者を含め競技会に参加した人と喜びを分かち合えるよう工夫して行うものとする。

（3） 式典音楽等

式典に使用する音楽等は、CD 等の活用など簡素化に努めるものとする。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市医事衛生基本計画（案）

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、競技役員その他大会関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事衛生については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画に基づき、安全を確保するとともに、より快適な環境で開催できるよう医療機関その他関係機関等と連携を強化する。また、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫体制および医療救護体制の確立を図ることを目的とする。

2 基本事項

（１） 医療救護

大会参加者等の疾病や事故の発生に速やかに対処するため、医療機関その他関係機関等の協力を得て、競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置および状況に応じた医療機関への移送などの医療救護体制を整える。

（２） 防疫

大会参加者等の感染症の発生およびまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫および衛生に対する意識の高揚を図る。

（３） 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全に万全を期するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の高揚を図る。

（４） 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関および関係団体等はもとより、市民の協力を得ながら、競技会場およびその周辺、主要駅等の清掃、衛生対策、廃棄物の適正な処理、リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の高揚を図る。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市警備消防防災基本計画
(案)

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、競技役員、視察員その他大会関係者（以下「大会参加者」という。）ならびに一般観覧者の警備および消防防災に万全を期すため、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画に基づき、競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応等について、消防、警察その他関係機関と連携し、警備および消防防災体制の確立を図ることを目的とする。

2 基本内容

(1) 警備対策

ア 競技会場および練習会場（会場の駐車場を含む。）、宿泊施設ならびに沿道等（以下「競技会場等」という。）における事件および事故の防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中は、関係機関および関係団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

ア 競技会場等の火災、その他の災害予防ならびに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助等に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止および災害発生時の被害の軽減を図るため、関係機関および関係団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

(3) 大規模災害・突発的重大事案対策

米原市地域防災計画を踏まえ、大会期間中の競技会場等における大規模災害および突発的重大事案発生時には、関係機関および関係団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助等に関する諸対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

警備および消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関および関係団体等と緊密な連携を図るとともに、連絡体制を確立する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市輸送交通基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、競技役員、視察員その他大会関係者（以下「大会参加者」という。）ならびに一般観覧者の円滑な輸送および交通を確保するため、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画に基づき、交通事業者その他関係機関と連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用促進および交通安全の徹底に配慮した輸送交通体制の確立を図ることを目的とする。

2 基本内容

（1）輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場、宿泊施設への輸送において、公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、計画輸送等必要な措置を講じる。

（2）交通対策

ア 交通規制

大会参加者の関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者および一般観覧者の関係車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場、練習会場の周辺道路に案内標識を適宜掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

（3）駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場、練習会場、その周辺における確保に努め、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者の関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者の車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

（4）環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市協賛取扱要領
(案)

1 趣旨

この要領は、米原市で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会および競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)の趣旨に賛同する企業、団体・個人(以下「協賛者」という。)から協賛を受ける場合における取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

協賛の内容は、金銭(以下「協賛金」という。)または大会の広報啓発、歓迎装飾、競技運営、その他運営に関する物品等(以下「協賛物品等」という。)の受入れによるものとし、これらの提供または貸与、借用の形態は、別表第 1 のとおりとする。

協賛の受入れは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に反するものおよび公の秩序または良俗を乱すおそれのあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的であると認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

3 協賛の受入れの拒否等

実行委員会は、協賛者が米原市暴力団排除条例(平成 23 年米原市条例第 36 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体等に該当すると認めたときは、協賛物品等の受入れを拒否し、または既に収納した協賛物品等を返還するものとする。

この場合において、実行委員会は、受入れ拒否の取扱いをしたときは、その理由、経過等を記録するものとする。

4 協賛の実施方法

協賛の実施方法は、次によるものとする。

- (1) 協賛者が協賛しようとするときは、協賛申込書(様式第 1 号)により実行委員会に申し込むものとする。
- (2) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第 2 号)を協賛者に交付するものとする。
- (3) 協賛金については、実行委員会が指定する口座への金銭納入とし、その資金は実行委員会の予算に計上し、必要な協賛物品等の経費に充てるものとする。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用および協賛金の振込みに係る手数料は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛の特典

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛者の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示をすることが不適当な場合には、大会のプログラム、米原市のウェブサイト、屋外 PR 看板等の掲載等の方法により表示するものとする。
- (2) 前号により協賛者の表示を行う場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

- (3) 第1号による表示のほか、協賛する企業・団体の要望に応じ、BGMの一部として、競技会場周辺において当該企業・団体の商業的ソングを流すことができる。

6 協賛への謝意の表明

- (1) 実行委員会は、協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状等を贈呈し、謝意の表明を行うものとする。
- (2) 謝意の表明の内容等は、協賛物品等の評価額または協賛金の額に応じて、別表第2のとおりとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、この取扱要領の施行日から大会終了までとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和5年〇月〇日から施行する。

別表第1（第2項関係）

区 分	提 供（例示）	貸 与・借 用（例示）
広報啓発に関する物品	広報啓発用ノベルティグッズ、啓発看板、のぼり旗・懸垂幕、情報誌等 広告掲載、自動車等のラッピング等	自動車（自動車ラッピングを含む。）等
歓迎装飾に関する物品	啓発看板、歓迎のぼり旗・懸垂幕、 特産物等	
競技運営に関する物品	ホッケー用ゴール、防球フェンス、 防球ネット、デジタルタイマー、テ ント、スタッフ用ポロシャツ・ウイ ンドブレーカー、スポーツドリン ク・飲料水、大会記念ノベルティグ ッズ、救護・介護用品等	ホッケー用ゴール、防球フェンス、 防球ネット、テント、デジタルタイ マー等
その他運営に関する物品等	ごみ袋、トイレットペーパー、ペー パートオル、拡声器等	プレハブ（事務所・更衣室・倉庫）、 仮設トイレ、臨時駐車場用地等

別表第2（第6項関係）

協賛者	協賛物品等の評価額 または協賛金の額	贈呈する物	贈呈方法	贈呈者
企業・団体	50 万円以上	感謝状	贈呈式	実行委員会会長または 副会長
	50 万円未満 10 万円以上		持 参	実行委員会事務局長
	10 万円未満	礼 状	郵 送	—
個人	10 万円以上	感謝状	贈呈式	実行委員会会長または 副会長
	10 万円未満 5 万円以上		持 参	実行委員会事務局長
	5 万円未満	礼 状	郵 送	—

※感謝状の贈呈に当たっては、協賛者の意向に応じるものとする。

様式第1号（第4項関係）

書 込 申 賛 協

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
米原市実行委員会
会 長

様

(申込者)
住 所
名 称
代表者名

米原市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会および競技別リハーサル大会の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛方法	協賛物品等（提供・貸与）・協賛金		
総額 (相当額)	円		
協賛物品等 ※協賛金の場合 は、記入不要	品目		
	規格等		
	単価		
	数量		
引渡予定年月日	令和 年 月 日		
その他			

(協賛事務担当)

所 属：

担当者名：

電話番号：

様式第 2 号（第 4 項関係）

協 賛 受 領 書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
米原市実行委員会
会 長

米原市で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会および競技別リハーサル大会に係る協賛について、下記のとおり受領しました。

記

協賛方法	協賛物品等（提供・貸与）・協賛金		
総額 (相当額)	円		
協賛物品等 ※協賛金の場合 は、記入不要	品目		
	規格等		
	単価		
	数量		
引渡年月日	令和 年 月 日		
その他			

第1号議案

令和4年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事業報告

1 会議等の開催

(1) 総会

設立総会・第1回総会（令和4年8月20日）

(2) 常任委員会

第1回 常任委員会（令和4年8月20日）

2 開催準備業務の推進

(1) 米原市開催総合推進計画の進行管理

(2) 各種基本計画の策定検討

- ・市民協創基本計画 ・広報基本計画 ・歓迎接待報基本計画 ・式典基本計画
- ・競技運営基本計画 ・医事衛生基本計画 ・警備消防防災基本計画
- ・輸送交通基本計画など ※時機に応じて実施要項等の検討

(3) 財源確保方策の推進

- ・協賛取扱要領の検討および県準備委員会事務局との事前協議・調整

(4) 開催運営の調査研究（先催市視察等）

- ・いちご一会とちぎ国体視察（令和4年10月1日～6日）ホッケー会場：日光市

※写真参照

- ・同大会開催事業概要説明会（令和4年12月21日）

(5) 広報啓発活動の推進

- ・国スポ大会ホッケー開催決定記念イベント“ジョイスポパーク”の開催（令和4年11月3日）
会 場：伊吹第1グラウンド・OSP ホッケースタジアム

来場者：約 2,000 人

※写真参照

- ・庁舎等の開催決定横断幕の設置（県作成）
- ・県大会局が作成する国スポポスター、PR カレンダー、情報誌を活用した啓発
- ・広報まいばら、伊吹山テレビ、SNS を活用した PR

(6) 競技団体および滋賀県実行委員会との協議、連絡調整

- ・滋賀県開催準備委員会第12回常任委員会、第10回総会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会第1回総会（令和4年8月7日）
- ・準備市町担当者連絡会議（4回）
- ・競技運営担当者会議（市・県ホッケー協会）
- ・デモンストラションスポーツ運営担当者会議（市・県ホッケー協会・BIG・BREATH）
- ・宿泊配宿、計画運行バス駐車場、競技運営、リハーサル大会に関する県大会局との協議

いちご会とちぎ国体視察



【選手歓迎ゲート・花いっぱい運動】



【手づくり応援旗】



【入場受付・健康チェック】



【観光案内・おもてなし】



【国体グッズ・記念品販売】



【高円宮妃殿下お成り】



【成年男子試合（結果：4位）】



【少年男子試合（結果：1位）】

国スポ開催決定記念イベント“ジョイスポパーク”開催



【会長・副会長・特別ゲスト(中央4人)記念写真】



【国スポ応援ソング “シャイン”キッズダンス】



【スポーツ体験コーナー全景】



【米原市出身カザネさんのリフティング】



【モルック体験】



【ドッジビーストラックアウト体験】



【ブルスティックス滋賀の選手指導によるホッケー体験】



【エキジビションマッチ】

日本ホッケー協会公認アンバサダー：ロッチ中岡さん出場

第2号議案

令和5年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事業計画（案）

1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 開催準備業務の推進

- (1) 米原市開催総合推進計画の進行管理
- (2) 各種基本計画の策定
 - ・市民協創基本計画 ・広報基本計画 ・歓迎接伴報基本計画 ・式典基本計画
 - ・競技運営基本計画 ・医事衛生基本計画 ・警備消防防災基本計画
 - ・輸送交通基本計画など ※時機に応じて実施要項等の検討
- (3) 財源確保方策の推進
 - ・協賛取扱要領の制定および運用
- (4) 開催運営の調査研究
 - ・燃ゆる感動かごしま国体 ホッケー会場：薩摩川内市（先催市視察等）
 - ・同大会開催事業概要説明会
 - ・本大会およびリハーサル大会の競技会場等設営実施設計
- (5) 広報啓発活動の推進
 - ・機運醸成イベント“ジョイスポパーク”の開催
 - ・米原市ホッケー大会実行委員会主催大会（IBUKI カップ・西日本小中学生ホッケー選手権大会）、県民スポーツ大会、ホッケー日本リーグの開催時の啓発活動
 - ・花いっぱい運動花育て教室の開催（いぶき認定こども園）、花育て団体の募集等
- (6) 競技団体および滋賀県実行委員会との協議、連絡調整
 - ・正式競技実施要項（第1次案）の作成、運営経費調整等
 - ・リハーサル大会事業計画（案）および実施要項（案）の策定
 - ・デモンストラেশヨンスポーツ実施要項の原案作成、開催申請等

第3号議案

令和５年度 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 暫定収支予算（会長専決処分）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の令和５年度の暫定収支予算として、当実行委員会会則第14条第1項の規定に基づき、次のとおり令和５年４月４日に専決処分しましたので、同条第２項の規定に基づき承認を求めます。

【収入の部】

（単位：千円）

科 目	暫定予算額	説 明
負担金	1,130	
負担金	1,130	米原市負担金
収入合計	1,130	

【支出の部】

（単位：千円）

科 目	暫定予算額	説 明
総務費	30	
会議費	20	競技会場等設計業務委託に係る審査委員会開催経費
事務局費	10	事務用消耗品・手数料等
開催準備費	1,100	
会場設計費	1,100	競技会場等設営実施設計委託料
支出合計	1,130	

第4号議案

令和5年度 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 収支予算（案）

【収入の部】

（単位：千円）

科 目	予算額	説 明
負担金	3,500	
負担金	3,500	米原市負担金
収入合計	3,500	

【支出の部】

（単位：千円）

科 目	予算額	説 明
総務費	150	
会議費	70	総会・常任委員会等開催経費 70
事務局費	80	事務用消耗品・郵便切手・振込手数料等 80
開催準備費	3,350	
調査費	650	鹿児島特別国体大会視察旅費等 650
会場設計費	1,100	競技会場等設営実施設計委託料 1,100
広報啓発費	1,600	
		啓発用物品等（PR・啓発グッズ等） 460
		機運醸成イベント経費 1,140 （アスリート等招へい経費、ポスター等作成費、スポーツ体験保険料等）
支出合計	3,500	

《参考資料》

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会名簿

【令和5年5月27日現在】

(順不同・敬称略)

【会長】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市	市長	平 尾 道 雄

【副会長】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市議会	議長	今中 力松
2	米原市スポーツ協会	会長	的場 收治
3	滋賀県ホッケー協会	会長	辻村 克
4	米原市商工会	会長	日向 寛
5	一般社団法人びわ湖の素DMO	代表理事	草野 丈太
6	米原市	副市長	要石 祐一
7	米原市教育委員会	教育長	馬淵 均

【常任委員】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市議会（健康福祉教育常任委員会）	委員長	山脇 正孝
2	米原市スポーツ協会	副会長	丸本 光雄
3	米原市スポーツ推進委員協議会	会長	宮野 博幸
4	滋賀県ホッケー協会	理事長	竹中 滋
5	米原市ホッケー協会	会長	要石 正宏
6	米原市小学校校長会	会長	横井 弘和
7	米原市中学校校長会	会長	宮川 敬一郎
8	滋賀県立伊吹高等学校	校長	田濃 良和
9	米原市商工会	副会長	奥村 善彦
10	一般社団法人びわ湖の素DMO	副代表理事	大澤 健
11	湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	所長	嶋村 清志
12	一般社団法人湖北医師会	会長	森上 直樹
13	湖北地域消防本部	消防長	清水 正幸
14	米原警察署	署長	山本 貴志
15	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	常勤理事	山田 英喜
16	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	会長	日比 繁樹
17	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	理事	大澤 愛一郎

【監事】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市監査委員	代表監査委員	古澤 宏之
2	米原市会計室	会計管理者	西出 始代

【委員】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市スポーツ協会	副会長	須戸 由幸
2	米原市スポーツ協会	副会長	木村 正美
3	米原市ホッケー協会	副会長	堀川 清文
4	米原市スポーツ少年団	本部長	樋口 昭
5	滋賀県中学校体育連盟米原支部	支部長	堀江 広明

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
6	滋賀県小学校体育連盟米原支部	支部長	宮元 信彦
7	米原市スポーツ推進委員協議会	委員	荒木 茂子
8	米原市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長代理	高木 清文
9	滋賀県高等学校体育連盟ホッケー専門部会	委員長	北川 幸生
10	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	理事	大橋 守
11	株式会社B I G・B R E A T H	代表取締役社長	梅本 哲男
12	地域包括ケアセンターいぶき	所長	畑野 秀樹
13	米原市消防団	団長	山本 勝憲
14	米原交通安全協会	会長	木村 幸太郎
15	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	副会長	伊藤 信義
16	米原市伊吹学びあいステーション	次長	清水 啓子
17	米原市山東学びあいステーション	館長	横田 仁司
18	米原市近江学びあいステーション	館長(代理)	池田 真人
19	米原市米原学びあいステーション	館長	山口 江美子
20	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	事務局次長	岩山 幸太郎
21	米原市自治会連絡協議会	会長	高橋 賢一
22	米原市健康づくり推進協議会	会長	中村 泰之
23	米原市子ども会育成連合会	専門理事	吉川 高弘
24	米原市P T A連絡協議会	副会長	西村 泰昭
25	米原市青少年育成市民会議	会長	泉 峰一
26	米原市障害者福祉協会	会長	長谷川 綱雄
27	公益社団法人米原市シルバー人材センター	理事長	中川 雅晴
28	米原観光ボランティアガイド協会	会長	北村 哲雄
29	赤十字奉仕団米原地区委員会	委員長	世一 ともゑ
30	市民委員	市民	山本 太一
31	市民委員	市民	小野 千穂
32	市民委員	市民	富岡 尚子
33	米原市総務部	部長	宮川 巖
34	米原市政策推進部	部長	川瀬 直亜
35	米原市市民部	部長	西村 善成
36	米原市くらし支援部	部長	松岡 一明
37	米原市まち整備部	部長	吉田 忠充
38	米原市政策推進部防災危機管理課	危機管理監	高橋 淳一
39	米原市議会事務局	事務局長	阿原 麻木子
40	米原市教育部	部長	口分田 剛

【顧問】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	衆議院	議員	上野 賢一郎
2	滋賀県議会	議員	角田 航也
3	米原市議会	副議長	山本 克巳
4	米原市議会	議員	矢野 邦昭
5	米原市議会	議員	細野 正行
6	米原市議会	議員	礪谷 晃
7	米原市議会	議員	吉田 周一郎
8	米原市議会	議員	藤田 正雄
9	米原市議会	議員	堀江 一三

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
10	米原市議会	議員	鏑田 明
11	米原市議会	議員	鹿取 和幸
12	米原市議会	議員	振角 大祐
13	米原市議会	議員	中川 雅史
14	米原市議会	議員	山口 久志
15	米原市議会	議員	中川 松雄
16	米原市教育委員会	教育長職務代理者	中川 清和
17	米原市教育委員会	教育委員	本庄 通子
18	米原市教育委員会	教育委員	膽吹 照子
19	米原市教育委員会	教育委員	法戸 繁利
20	米原市教育委員会	教育委員	井口 英知

【参与】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	朝日新聞社彦根支局	支局長	藤井 匠
2	京都新聞社長浜支局	支局長	加藤 秀生
3	毎日新聞社長浜通信部	部長	長谷川 隆広
4	読売新聞社彦根支局長	支局長	西堂路 綾子
5	中日新聞社彦根支局	支局長	神田 要一
6	産経新聞社大津支局	支局長	野瀬 吉信
7	時事通信社大津支局	支局長	藤井 忠彦
8	共同通信社大津支局	支局長	福富 正秀
9	滋賀夕刊新聞社	代表	押谷 洋司
10	びわ湖放送㈱	取締役放送管理局長	松本 圭司
11	日本放送協会大津放送局	局長	手島 一宏
12	Z T V 彦根放送局	副局長	谷川 善仁

設立総会（令和４年８月２０日開催）決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則

第１章 総則

（名称）

第１条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条 実行委員会は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会において、米原市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑かつ安全な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第３条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （１） 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- （２） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （３） 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- （４） 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- （５） 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- （６） その他、実行委員会の目的の達成に必要な事項に関すること。

第２章 組織

（組織）

第４条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （１） 米原市を代表する者
- （２） 米原市議会を代表する者
- （３） 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- （４） その他、会長が特に必要と認める者

（役員）

第５条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| （１） 会長 | １人 |
| （２） 副会長 | ７人以内 |
| （３） 常任委員 | ２０人以内 |
| （４） 監事 | ２人 |

（役員の選任）

第６条 会長は、米原市長をもって充てる。

２ 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

３ 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

（任期等）

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

（顧問および参与）

第9条 実行委員会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

（会議の種類）

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

（1） 総会

（2） 常任委員会

（3） 専門委員会

（総会）

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

（1） 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

（2） 会則の制定および改廃に関すること。

（3） 事業計画および事業報告に関すること。

（4） 予算および決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「常任委員会」と、「委員」とあるのは、「常任委員」と読み替えるものとする。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査および審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第 14 条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 16 条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。ただし、令和 4 年度については、米原市一般会計予算に必要な経費を計上し、これを執行するものとする。

(事業計画および予算)

第 17 条 実行委員会の事業計画および予算は、総会の議決により定めるものとする。ただし、令和 4 年度予算については、この限りでない。

(事業報告および決算)

第 18 条 実行委員会の事業報告および決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。ただし、令和 4 年度決算については、この限りでない。

(会計年度)

第 19 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 20 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、米原市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

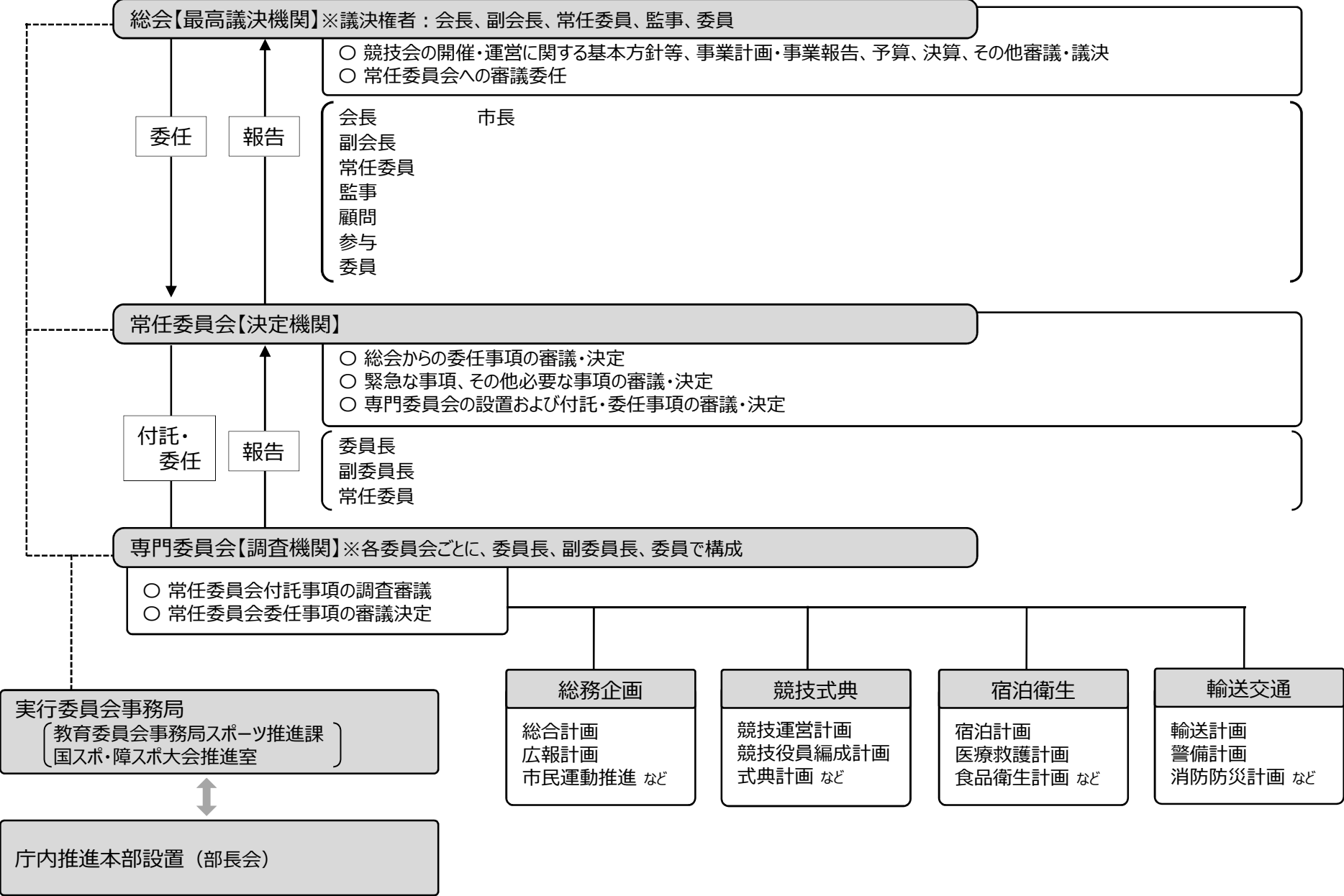
(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 4 年 8 月 20 日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会組織図



第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催基本方針

1 基本方針

令和 7 年に開催する第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会は、市民の積極的な参加により全国から訪れる多くの人におもてなしの心をもってお迎えし、相互の交流を深め、夢や感動、連帯感を共有できる大会にすることを目指します。

また、大会の開催を契機として、市民がよりスポーツを楽しむ活動へとつなげ、生涯スポーツの普及、健康・体力の保持増進および競技力の向上ならびに本市のスポーツ推進計画に掲げる、希望と元気あふれる「スポーツコミュニティまいばら」の具現化を図ります。

併せて、福祉、教育、観光および経済などへの総合的かつ複合的な効果を通して、次代を担う人を育み、本市の活力を更に高め、未来への持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

（1）スポーツで米原を元気にする大会

子どもから高齢者まで市民一人一人が、日常的に「する」「みる」「ささえる」といった多様なスポーツの関わり方を通して、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、その行動につながるきっかけとなる大会を目指します。

（2）市民が主体的に関わり、創り上げる大会

市民の参加意識の高揚を図るため、情報発信や啓発活動を積極的に行い、市民、関係団体、行政等が一体となり、様々なかたちで大会をサポートし、成功に導いていくことにより大会に関わった全ての人々が喜びと感動を共有できる大会を目指します。

（3）おもてなしの心をかたちにし、地域の活性化につなげる大会

全国から訪れるアスリートをはじめとする関係者の方々をまごころと思いやりをもってお迎えし、ふれあいを深めます。また、本市の環境へのこだわりや豊かな自然、歴史・文化などの地域資源を本市のブランドとしてアピールし、また来たくなるまちとして、スポーツツーリズムの促進と地域の活性化につながる大会を目指します。

（4）米原っ子が、米原で育ち、米原で活躍する大会

米原で育った選手が成長し、指導者となって次の世代を育てるなど米原のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが将来に向けて夢と希望を持つことができる大会を目指します。

（5）全ての人とともに支え合う米原を目指す大会

障がいのある人が主体的に大会に参画することや、障がいのある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、自己をかけがえのない存在として認める心を育み、自分もひとも大切にして支え合う社会を築く大会を目指します。

第 1 回総会（令和 4 年 8 月 20 日開催）決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会総会から常任委員会への委任事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催における総合企画および運営に関すること。
- 2 競技、式典および競技会場に関すること。
- 3 広報、市民協働および歓迎・接伴に関すること。
- 4 宿泊、医事および衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備および消防防災に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。